

「同性婚訴訟で違憲判決」

2023年06月05日

男性カップルが、同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だと、国に対し、それぞれ百万円の損害賠償を求めた訴訟で、5月30日、名古屋地裁（西村修裁判長）は、国家賠償は棄却したが、法の下での平等を定めた憲法に違反すると判断した。

近年、LGBTQ（性的少数者）問題は避けられないこととして議論されている。名古屋地裁の判決は極めて明瞭である。憲法14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と謳っている。判決では「同性との婚姻が認められないことは同性愛者にとって性的指向により別異取り扱いがなされていることに他ならない。その別異扱いは婚姻に制約を課す違反であるとしている。憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、…相互の協力により、維持されなければならない」と謳っている。判決では「同項は…いつ誰と婚姻をするかについては、当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものである」とし、「同性間の法律婚制度を禁止しているとは解せない」としている。24条2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定…その他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と謳っている。判決では「法的利益を享受できない同性カップルと異性カップルの間に著しい乖離が生じている」とし、「同性カップルが国の制度で公証されたとしても、国民へ具体的な不利益は考え難い。伝統的な家族観を尊重する国民との間でも、共存する道を探ることはできるはずだ」としている。

名古屋地裁の判決は、同性婚を認めないことは、婚姻の自由に違反するとした。異性間での法律婚は配偶者控除などの優遇措置がある。同性婚においても、正当な関係として社会的承認を得る有力な手段と認定した。この判決が下され、原告たちは涙を流して喜び、支援者たちが駆け付け、閉廷後は「やった！」と歓声が上がったと言う。

自民党の右翼政治家たちは、家父長的な家庭が良いとする「オヤジ政治家たち」が多く、この勢力によって、性的少数者たちは生きる場が与えられず、苦悩してきたのである。G7においても、日本だけが同性婚を認めず、人権意識の低さを露呈してきた。名古屋地裁の判決を踏まえ、同性婚の法制化が望まれる。

聖書では「女と寝るように男と寝てはならない。それは忌むべきことである（レビ記18:22）」と、旧約聖書時代から、ゲイはいたと記している。また、新約聖書では、パウロはローマ書1章26節で、同性愛を恥すべき情欲と捉えている。これらの言葉から、聖書を神の言葉と厳正に捉える保守的教派は、同性愛を厳しく否定している。日本基督教団の信仰告白は「聖書は聖霊によりて、神につき、救ひにつきて、全き知識を我らに与ふる神の言葉にして、信仰と生活との誤りなき規範なり」と告白している。聖書が誤りなき規範ならば、同性愛、同性婚は認められないことになる。しかし、性的指向は誰からも指図できない。そして、性的少数者は自分の性的指向を生来的に持っているのである。彼らは、普通でないと言われ、どれだけ苦しみ、他者から排撃されてきたことか。特にドイツナチズムでは、殺害の対象になったのである。聖書の性認識は古代人の認識で、今や、通用しないことを認めなければならない。聖書は古代文書であるから、歴史的、批判的に読むことは、当然で、そこから、人権を尊重した神信仰に生きる新しい視点が導き出されてくる。G7の性認識に遅れたから取り戻そうとする政治的思惑ではなく、科学、理性に基づき、人間の尊厳を守り抜く議論を進めるべきである。